

令和2年度 北河内4市リサイクル施設組合人事行政の運営等の状況

1 任免及び職員数の状況

(1) 任免の状況

組合の職員は、枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の派遣職員で構成されています。（枚方市1人、寝屋川市3人、四條畷市1人、交野市1人）

(2) 職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数		対前年 増減数
令和2年	令和3年	
6 [9]	6 [9]	0

[]内は、条例定数

2 給与の状況

職員の給与は、派遣元の市の規定に基づき派遣元の市が支給し、その経費は組合が負担しています。

特別職の報酬の状況（令和3年4月1日現在）

区分	報酬月額
管理者	16,000円
副管理者	14,500円
議長	16,000円
副議長	14,500円
議員	12,000円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等（令和3年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務時間の開始時刻	午前9時
勤務時間の終了時刻	午後5時30分
休憩時間	午後0時から午後0時45分まで

(2) 年次休暇の使用状況 (令和2年度)

付与日数	平均使用日数
20日 (最大で、繰越20日を含めて40日)	9.41日

(3) 休暇の導入状況 (令和3年4月1日現在)

項目	付与日数等	
年次休暇	1年度につき20日(20日を限度に翌年度に繰越し可)	
特別 休暇	選挙権その他公民権を行使する場合	必要と認められる期間
	証人・参考人等として裁判所、官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄液・末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動を行う場合	1年度に5日以内
	女性職員が分べんする場合	産前8週間、産後8週間 多胎分べんの場合、産前14週間、産後10週間
	配偶者が出産する場合	8日以内
	生後1年2月に達しない子を育てる場合	1日1回、又は1日2回通算して、1時間30分以内
	小学校就学の始期に達するまでの子の看護を行う場合	1年度に5日以内
	要介護者の介護等を行う場合	1年度に5日(要介護者が2人以上の場合は、10日)以内
	女子職員のうち生理日の勤務が著しく困難な場合	2日以内
	結婚する場合	7日以内
	喪に服する場合	1日から10日以内(続柄により付与日数は異なる。)
	一親等の親族又は配偶者の祭日	その当日1日
	女子職員が妊娠のため医師の診断を受ける場合	妊娠満23週まで 4週間に1回その当日1日 妊娠満24週から 2週間に1回その当日1日

項目		付与日数等
特別 休暇	妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	1週間以内で必要と認める期間
	妊娠中に交通機関の混雑等により支障を来す場合	1日2回勤務時間の始め及び終わり各30分以内又は1日1回勤務時間の始め若しくは終わり1時間以内
	夏季休暇	7月から9月までの期間内で、職員の勤務状況に応じ、5日以内
	災害又は交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
病気休暇		90日を超えない範囲でその療養に必要と認める期間
介護休暇		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間

※ 1年度とは、4月から翌年3月までの12か月間をいいます。

4 分限及び懲戒の状況

派遣職員の身分等の取扱い等についての協定により、派遣職員の分限及び懲戒については、派遣元の市の規定に基づき行います。令和2年度は分限及び懲戒処分の例はありません。

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除することがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、研修を受ける場合のほか、「職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しています。

(2) 営利企業等の従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法第38条の規定により、営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けて、営利企業等に従事することが認められています。令和2年度は許可の例はありません。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

派遣元の市において行われる研修に参加しています。

(2) 勤務成績の評定の状況

派遣元の市の人事評価の規定により、派遣元の市が評価を行います。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

派遣元の市の制度の適用を受けます。

(2) 公務災害補償制度

認定請求手続及び補償手続は、派遣元の市が行います。令和2年度は公務災害の発生はありません。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求（令和2年度）

該当なし

(2) 不利益処分についての不服申立て（令和2年度）

該当なし